

認定所得金額は、提出いただく書類をもとに教育委員会事務局で算定します

奨学生申込資格に関する所得基準

- 1 募集要項に定める申込資格のうち所得に関しては、本人と生計を一にする世帯員の1年間の認定所得金額が別表1の所得基準額以下であることが必要です。

別表1 収入基準額

区 分		所得基準額
世帯人員	2人	282万円
	3人	328万円
	4人	355万円
	5人	382万円
	6人	402万円
	7人	422万円
	8人	442万円

(備考)

世帯人員が8人を超える場合は、
1人増すごとに20万円を世帯人員
8人の所得基準額に加算する。

- 2 前項の認定所得金額とは、本人と生計を一にする世帯員個人ごとに、1年間の総収入金額を次の(ア)、(イ)により計算した所得金額(A)の合計額から、別表2の特別控除額(B)を控除した金額をいう。

所得金額 (A)

(ア) 給与所得の場合

年間総収入金額	給与所得金額
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下の場合	収入金額×0.7－223万円
879万円以上の場合	収入金額－486万円

(注) 万円未満は切り捨て。

(注) 年間総収入金額は「所得額等証明書」に記載の給与収入額とする。

(イ) 給与所得以外の場合

営業等所得、農業所得、雑所得（公的年金等）については、「所得額等証明書」に記載の所得金額とする。

別表 2

特 別 控 除 額 表

特別の事情	特 別 控 除 額 (B)			
(1)母子・父子家庭であること。	4 9 万円			
(2)就学者のいる世帯であること。 (児童・生徒・学生 1 人につき) ※申込者本人含む	小 学 校		8 万円	
	中 学 校		1 6 万円	
			自宅通学	自宅外通学
	高等学校	国・公立	2 8 万円	4 7 万円
		私 立	4 1 万円	6 0 万円
	高等専門学校	国・公立	3 6 万円	5 5 万円
		私 立	6 0 万円	8 0 万円
	大 学	国・公立	5 9 万円	1 0 2 万円
		私 立	1 0 1 万円	1 4 4 万円
	専修学校	国・公立	2 2 万円	6 2 万円
		私 立	7 2 万円	1 1 2 万円
(3)障害者のいる世帯であること。	障害者 1 人につき (障害者手帳の写しなどの証明書類必要)		8 6 万円	

- 備考 1 「(2)就学者のいる世帯であること」の控除は、世帯員を対象とする控除である。本人以外で該当する者がいる場合は控除額算出表を提出すること。
- 2 該当する特別な事情が 2 以上ある場合は、それらの控除額をあわせて控除することができる。